

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	子ども未来応援課

契約業者名・住所	株式会社トライグループ 代表取締役 物部 晃之 大阪府大阪市中央区南本町三丁目6番14号
工事等の名称	松戸市子どもの学習支援事業業務委託（東部地区）
工事等の場所	非公表
種 別	業務委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	9,296,261 円（消費税込）
工事等の概要	生活困窮者世帯等の小学5・6年生と中学生に対し、学習支援や居場所の提供を行い、貧困の連鎖を防止する。
随意契約の理由	本事業は、生活困窮世帯、被保護世帯及びひとり親世帯の子どもに対して、学習支援や居場所の提供等を行うことで、学習意欲向上・習慣化・基礎学力向上を促して自ら学ぶ力を養うほか、日常生活習慣・社会性・自己肯定感を育むとともに、子どもの高等学校等への進学や将来における安定就労に繋げ、貧困の連鎖を防止することを目的とする。 業者の選定にあたっては、次の条件を充たしていることが必要である。学習支援では、学校の勉強の復習、宿題の習慣づけ、学び直し、高校受験等のための進学支援を行えること。さらにより高い学習意欲を有し、高度な学習指導を希望する子どもに対しても、十分対応できる体制を整備できること。また子どもの学習支援事業の事業実績があること。居場所の提供として、子どもが安心して通える場所を提供し、日常生活習慣や社会性を育むための支援を行えること。本事業の対象者の抱える不安やストレス等の様々な心理的課題に対して、必要に応じて心理カウンセラーによる相談を行えること。

	また配置職員として、管理責任者、コーディネーター、学習支援員、心理カウンセラーの各資格用要件を満たした者を配置できること。 よって、本事業は、高度な専門知識、ノウハウ、経験などが必要とされることから、公募型プロポーザル方式を行った結果、令和7年度より「株式会社トライグループ」を委託者に選定した。 選定業者である「株式会社トライグループ」は、前条件をクリアしており、また令和7年度において十分な実績をあげ、つつがなく契約履行している業者であることから、令和8年度においても最も適切な業者であると考えます。 以上のことから、松戸市子どもの学習支援事業業務委託（東部地区）は、「その性質又は目的が競争入札に適しない」と判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とし、松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により、下記事業者を選定することが妥当かつ適法であると思料する。
--	--